

大規模地震発生に伴う生徒への対応について

1 目的

大規模地震発生時、生徒への被害を最小限に防ぐために、本校としての考えを家庭に理解していただくこと。

2 内容

大規模地震発生のおそれがある場合、次の手順で私たちに知らされる仕組みとなっている。

(1) 気象庁による危険度順による情報発表（報道機関を利用）

1段階『地震観測情報発表』 19か所の観測計のうち、1か所の異常。

2段階『地震注意情報発表』 19か所の観測計のうち、2か所の異常。防災行動開始。

※この段階で外出中の者は帰宅が必要となり、生徒は下校となる。

3段階『地震予知情報発表』 この発表を受け、首相は警戒宣言発令。

(2) 首相による警戒宣言の発令

上の2段階「地震注意情報発表」時より一段と発生する恐れが出た場合に、テレビ、ラジオなどを通じて出されるものである。「地震予知情報」（警戒宣言）が発令された場合、大型商店は閉店となり、交通機関の運行はすべて中止となる。

そこで、2段階「地震注意情報発表」の時点で本校生徒についても、次のようにしたいと考えていますのでご理解とご協力をお願いします。

地震注意情報発表時期	生徒への対応について
在校中の場合	○授業をはじめとするすべての教育活動を中止し、生徒は一斉下校を行い帰宅させる。（※小学校は直接保護者に受け渡し下校。中学校については一斉下校。岡崎市統一） <u>※下校後のことについては、日ごろから家庭内で話し合いを設け、確認のこと。</u> ※帰宅以後については、学校から連絡があるまで臨時休校とする。
登校・下校途中の場合	○登校途中にその情報を知った場合は、その時点で自宅に戻る。また、学校に到着した後、その情報を知った場合は、職員の指示に従い、直ちに下校する。 ○下校途中にその情報を知った場合は、そのまま下校する。なお、下校後については在宅時の場合と同じとする。
在宅時の場合	○在宅時にその情報を知った場合は、自宅待機とし、学校から連絡があるまで臨時に休校とする。

【留意事項】

※警戒宣言が解除された場合は暴風警報発令時と同じとする。

(1) 始業時刻2時間前までに警戒宣言が解除されたときは、平常通り授業を行う。

(2) 始業時刻2時間前より午前11時までに警戒宣言が解除された場合は、授業は警戒宣言解除の2時間後から開始する。

(3) 午前11時がすぎても警戒宣言が解除にならないときには、その日授業を行わないから登校しなくてよい。

※ 警戒宣言解除後の登校は、安全を第一に考え、無理をしなくてもよい。できれば被災状況等を学校に連絡をしていただきたい。その際は災害伝言ダイヤル「171」を使用する。

<録音の場合> 「171」⇒「1」⇒「自宅の電話番号（市外局番-〇〇-〇〇〇〇）」

<再生の場合> 「171」⇒「2」⇒「自宅の電話番号（市外局番-〇〇-〇〇〇〇）」

3 その他

※地震注意情報発表にともなう下校時には、矢中メールでもお知らせする予定です。